

# 宇都宮市から転出される方へ

新しい住所地にお住まいになった日から14日以内に、新しい住所地の市区町村に転入届出をしてください。転入届出には転出証明書と本人確認書類と印鑑が必要です。

なお、届出が遅れると過料に処せられることがありますので、ご注意ください。

宇都宮市での手続き		新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	転出と同時に宇都宮市での登録がなくなります。「登録証（カード）」をお返しく下さい。「市民カード」をお持ちの方もお返しく下さい。	改めて登録をしてください。
国民健康保険に加入している方	保険証をお返しく下さい。	転入時に改めて加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療制度に加入している方	保険税については加入月数に応じて計算されます。	
国民年金に加入している方	宇都宮市での手続きはありません。 なお、外国へ転出されると加入は任意となります。加入を希望される方は手続きをしてください。 ⇒ 保険年金課 1階 A17 番窓口 地区市民センター・出張所	年金手帳を添えて住所変更をしてください。（転出証明書に国民年金の記号番号が記載されている方は不要です。）
国民年金を受給している方	宇都宮市での手続きはありません。	年金受給権者住所変更届（年金事務所宛はがき）を受け取り郵送してください。
小中学校に在学中のお子さんのいる方	在籍学校から「在学証明書・教科用図書給与証明書・日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約の加入証明書」を受領してください。	転出先の教育委員会で転校の手続きをしてください。
子ども手当を受給している方	資格喪失の手続きをしてください。 ⇒ 子ども家庭課 2階 D11 番窓口	転出月で宇都宮市からの支給は終了となります。改めて支給の手続きをしてください。（単身赴任等受給者のみの転出も含む。）
児童扶養手当を受給している方	「手当証書」をご持参の上、転出の手続きをしてください。（各地区市民センター・出張所・事務所での手続きはできません。） ⇒ 子ども家庭課 2階 D11 番窓口	改めて受給の手続きをしてください。
保育園に在園中のお子さんのいる方	保育園で退園の届けをしてください。	改めて入園の手続きをしてください。
介護保険の保険証をお持ちの方	保険証をお返しく下さい。 要介護等認定済、認定申請中の方は、「受給資格証明書」を受領してください。 ⇒ 高齢福祉課 2階 D6 番窓口	介護が必要な方は、認定申請の手続きをしてください。
原動機付自転車（125cc以下）をお持ちの方	「ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書」を添えて廃車の手続きをしてください。 ⇒ 税制課 2階 C7 番窓口	「廃車証明書」を添えて登録の手続きをしてください。
上下水道の使用を止める方	使用休止の手続きをしてください。 ⇒ 上下水道局 お客様受付センター TEL 028 - 633-1300	改めて使用開始の手続きをしてください。
犬を飼っている方	宇都宮市での手続きは必要ありません。	犬鑑札を持参のうえ、登録事項変更の手続きをしてください。
国外へ転出される方	外国への転出届をしてください。帰国して転入届をするときは、「パスポート・戸籍抄本・戸籍の附票」をお持ちください。 ※国外に居住し、一定の要件を満たしている方は、居住する地域の管轄在外公館で登録申請を行い、在外選挙人証の交付を受け、日本の国政選挙の投票ができます。手続きなど詳しくは、選挙管理委員会（028-632-2794）にお問い合わせください。	

その他詳しくは、新しい住所地の市区町村でおたずねください。

H22. 6. 21

宇都宮市市民生活部市民課

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 TEL 028-632-2271

宇都宮市から転出後、下記の証明が必要になった場合は、窓口での請求のほかに郵送で請求することができます。  
詳しくは、次のとおりです。ご不明な点がございましたらお問合せください。

## 住民票を郵送請求する場合

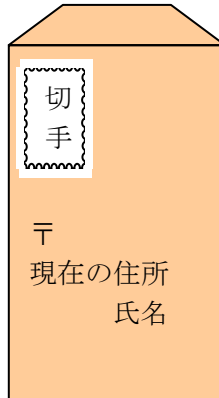
住民票の郵送請求は、下記の①から④を宇都宮市役所市民課証明グループへ送付して下さい。

①請求内容を記載したもの  
(A4判ぐらいの便箋等で)

申請書

- ・宇都宮市在住時の住所  
氏名  
生年月日
- ・住民票（除票）が\_\_枚必要
- ・使用目的
- ・現住所
- ・現在の氏名（押印）
- ・昼間連絡がとれる電話番号

②返信用封筒



③本人確認書類のコピー  
(運転免許証、健康保険証などで、  
氏名と現住所が確認できる書類)

④手数料

定額小為替証書  
1通につき300円  
(郵便局で購入できます)

申請書は市ホームページ（トップページ右側中程の申請書・届出書⇒各種申請書・届出書一覧【住民票，戸籍謄抄本，印鑑証明などに関するもの】⇒住民票の写し等交付申請書）からもダウンロードできますのでご利用下さい。 <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

送付先 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所市民課証明グループ

電話 028-632-2265

## 税証明を郵送請求する場合

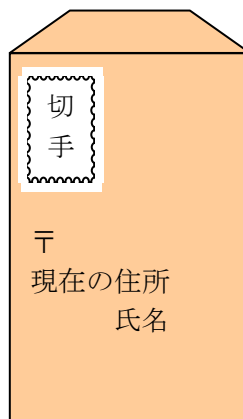
税証明の郵送請求は、下記の①から④を宇都宮市役所税制課諸税証明グループへ送付して下さい。

①請求内容を記載したもの  
(A4判ぐらいの便箋等で)

申請書

- ・〇〇年度（または〇〇年分）課税  
(所得・納税)証明が\_\_枚必要  
(最新の証明が必要な場合は、  
最新年度とご記入ください)
- ・申請者の現住所
- ・氏名（押印）・生年月日
- ・取りたい年度の1月1日現在の  
住所（宇都宮市の住所）
- ・使用目的（例：医療費補助申請）
- ・昼間連絡がとれる電話番号

②返信用封筒



③本人確認書類のコピー  
(運転免許証、健康保険証などで、  
氏名と現住所が確認できる書類)

④手数料

定額小為替証書  
1通につき300円  
(郵便局で購入できます)

申請書は市ホームページ（トップページ右側中程の申請書・届出書⇒各種申請書・届出書一覧【税に関するもの・税制課】⇒税証明書交付申請書）からもダウンロードできますのでご利用下さい。

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

送付先 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所税制課諸税証明グループ

電話 028-632-2187